

鳥取県告示第 216 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成 19 年 3 月 9 日から 2 週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目 220）において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月 9 日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
金沢伏野線	変更前	鳥取市金沢字大堀562-1 地先から同市福井字下灘ノ二2002-1 地先まで	7.1~23.0	678.0
	変更後	鳥取市金沢字大堀562-1 地先から同市福井字下灘ノ二2002-1 地先まで	7.5~36.0	580.0
		鳥取市福井字前田250地先から同字234-1 地先まで	8.0~23.0	214.0